〇指定居宅介護支援事業者による介護予防支援について

・事業を実施するには市町村から指定を受ける必要があります。

・指定を受けて実施できるのは介護予防支援のみです。介護予防ケアマネジメント

（利用するサービスが総合事業のみの場合）は実施できません。

・令和６年４月以降も、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援およ

び介護予防ケアマネジメントを実施することが可能です。

・提供の開始には、利用者との契約および介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出が必要になります。

・居宅介護支援事業者が指定を受ける場合、管理者は主任介護支援専門員である

ことが要件となります。

〇介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

例）居宅介護支援事業所（以下、Ａ事業所という）が指定介護予防支援事業所（委託ではない）として、要支援認定者を担当しているケース



　上表において、４、６月分はＡ事業所が担当することができますが、５月分は介護予

防ケアマネジメントとなるため担当できません（地域包括支援センターから委託を受

けることは可能）。

また、担当事業所が変更になるため、**４、５、６月分それぞれにおいて計画作成依頼**

**（変更）届出書の提出および利用者との契約が必要になります。**（４、６月分は指定

介護予防支援事業所、５月分は地域包括支援センターが行う）

**契約は原則２者契約としますが、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント（総合事業のみ）」の切り替えの見込みがある場合は、利用者、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの３者契約を行うことを可能とします。**

**ただし、この場合であっても上記の例における５、６月分の届出書はそれぞれ必要です。**

〇担当事業所の移行に伴うケアマネジメント業務等について

　例）すでに地域包括支援センターから委託を受けて担当している利用者を移行する

場合

・契約は原則２者契約としますが、３者契約も可能とします。

（「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント（総合事業のみ）」の切り替えの見

込みがある場合は、３者契約を可能とします）

・ケアプランの作成について、下記条件を満たす場合は「軽微な変更」とします。１つで

も満たさない場合は、一連のケアマネジメント業務を行ってください。

＜条件＞

①利用者等の心身状況・環境に変化がないこと

②担当する介護支援専門員に変更がないこと

③ケアプラン（課題、目標、サービス内容等）に変更がないこと

④契約の変更等、移行に関して利用者・家族が同意していること

　※移行する場合は、その内容を支援経過記録に記載してください。

・介護予防サービス・支援計画書における「地域包括支援センターのコメント欄」につい

て、委託を受けている場合のみ必須とします。

・介護予防支援・サービス計画作成依頼（変更）届出書を太宰府市介護保険課に提出してください。

・認定資料（ＯＣＲ）の請求先について、次のとおりとします。

委託の場合・・・太宰府市地域包括支援センター

委託以外の場合・・・太宰府市介護保険課

〇留意事項について

　・下記に該当する人を担当する場合は、**必ず早急に、担当エリアの地域包括支援セン**

**ターへご連絡ください。**

　　①新規で要支援認定を受けた人

　　②要介護から要支援に変更になる人

　　③要支援者で「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント（総合事業のみ）」

　　　に変更になる人

＜問い合わせ先＞

太宰府市介護保険課介護保険係

TEL：092-921-2121

（内線）370・371・372